

居宅介護支援事業者の指定権限の市町移譲に伴う指定・更新・変更届等について

平成29年12月21日

改正介護保険法の施行により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町に移譲されます。（中核市である高松市には、平成24年4月に権限移譲済み。）

このため、居宅介護支援事業者からの指定・更新・変更届等に関する今後の事務処理について、次のとおり整理しましたので、早めの対応をお願いします。

記

1 移譲対象とされる権限

- ・居宅介護支援事業者の指定（第79条）
- ・指定の更新（第79条の2）
- ・変更の届出等（第82条）
- ・連絡調整又は援助（第82条の2）
- ・報告等（第83条）
- ・勧告、命令等（第83条の2）

2 指定申請（新規）

指定申請書の事務処理に、一定の期間が必要であるため、本県では、指定を受けようとする日（毎月1日又は15日）の1月前までに提出するようお願いしてきたところですが、今後は、次のように取扱うことにしたいので、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

- (1) 平成30年2月28日までに指定申請書の提出があったものについて、4月1日指定を3月中に行うこととしています。

申請書の提出日	提出先	申請様式	指定通知書の日付	指定期間(始期)
平成30年2月28日まで	県	県が指定	3月中	平成30年4月1日
平成30年4月1日以降※	市町	市町が指定	4月以降	平成30年4月2日以降

※3月以降に指定申請書を提出しようと考えている事業所にあつては、事業所が所在する市町に、早めに相談してください。（市町には、その旨を連絡しています。）

(2) 手数料の納付

県に指定申請書を提出する場合は、香川県証紙にて手数料2万円を納付する必要があります。

市町に指定申請書を提出する場合は、それぞれの市町において手数料が異なる場合がありますので、確認してください。

3 指定の更新申請

(1) 指定更新の時期

居宅介護支援事業者の更新申請書について、一定の審査期間を確保するため、更新予定日の1月前までに更新申請書を提出することをお願いしています。更新時期が平成30年3月31日までの事業者については、県において指定更新を行うこととしております。

(2) 更新時期が4月1日以降に到来する事業者については、事業者が所在する市町において指定更新を行うこととなります。

申請書の提出日	提出先	申請様式	更新期間(始期)
平成30年3月1日まで	県	県が指定	平成30年3月31日まで
平成30年4月1日以降	市町	市町が指定	平成30年4月1日以降

(3) 手数料の納付

県に更新申請書を提出する場合は、香川県証紙にて手数料1万円を納付する必要があります。

市町に更新申請書を提出する場合は、それぞれの市町において手数料が異なる場合がありますので、確認してください。

4 変更届出、介護給付費算定に係る体制等に関する届出

変更届等の時期

平成30年3月31日までに県に到達した変更届等については、県において事務処理を行います。

なお、文書日付が3月31日までのものであっても、4月1日以降に県に到達した変更届等については、事業所が所在する市町に引き継ぎ保管することとしています。

変更届出書等の到達日	提出先	申請様式
平成30年3月31日まで	県	県が指定
平成30年4月1日以降※	市町	市町が指定

問い合わせ先

香川県高松市番町四丁目1-10

香川県庁本館17階

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ 宮本・大山

TEL 087-832-3274

FAX 087-806-0206